



お知らせ Information

平成22年度版 「健康カレンダー」完成

「平成22年度版佐呂間町健康カレンダー」が完成し、自治会加入世帯には各衛生部長（町内会長または衛生班長）から配布されます。

新規転入世帯及び自治会未加入世帯、未配布の世帯等がありましたら、役場保健福祉課保健推進係（TEL2・121

2）または、町民課生活環境係（TEL2・1213）までお越しくださいますようお願いいたします。

なお、1世帯2部の配布はご遠慮ください。

■カレンダー掲載内容

平成22年4月～平成23年3月分

- ごみ収集・し尿汲取り日程
- 各種検診日程
- 乳幼児予防接種及び健康相談日程
- 子育て支援事業

「佐呂間町防災マップ」が完成しました

「佐呂間町防災マップ」が完成し、自治会加入世帯には、各町内会長より配布されています。

新規転入世帯及び自治会未加入世帯等、未配布の世帯がありましたら役場総務課総務係（TEL2・1211）までお越しくださいますようお願いいたします。

なお、1世帯2部の配布はご遠慮ください。

- 防災マップ掲載内容
- 避難所、避難場所一覧
- 防災に関する情報
- 洪水ハザードマップ
- 津波ハザードマップ

「有料道路通行料金割引のご案内」

身体障害者が自ら運転し（または重度の身体障害者、重度の知的障害者を乗せて介護者が運転し）、有料道路を通行する場合、通行料の割引サービス（50%割引・端数切り上げ）を受けることができます。

■手続き方法

あらかじめ、手帳に証明印を受ける必要があります。

次の書類を持参の上、役場保健福祉課福祉係までお越しください。

- 必要書類
- 身体障害者手帳または療育手帳
- 車検証
- ※ETC設置の場合は、カード、車載器番号記載書類が必要です。
- ※登録した車以外で有料道路を利用した場合、割引サービスを受けることができません。

児童に対する手当・制度をご存知ですか？

子ども手当

平成22年4月1日実施

■支給対象 中学校修了（15歳到達後最初の年度末）までの児童を養育している人が対象となります。所得制限なし。

■手当額 1人につき

13,000円（月額）

■支給方法 認定請求をした日の属する月の翌月から開始され、支給事由の消滅した日の属する月分で終わります。支払月は2月、6月、10月に支給されます。

※申請手続きについては、後日ご案内いたします。

児童扶養手当

■支給対象 次のいずれかに該当する満18歳未満（一定の障害を有する場合は満20歳未満）の児童を養育している母または養育者（所得制限あり）が対象となります。（遺族年金等の受給者は対象外）

父が婚姻を解消し、父以外の者に扶養されている／父が死亡した／父に重度の障害がある／父の生死が不明／父が1年以上拘束されている／母の婚姻によらないで生まれ、父がいない

■手当額 1人目 全額支給 41,720円（月額）

一部支給 9,850円～41,710円（月額）
（所得に応じて10円きざみで支給）

2人目 5,000円加算

3人目以降 1人につき3,000円を加算

■支給方法 認定請求をした日の属する月の翌月から開始され、支給事由の消滅した日の属する月分で終わります。なお、原則として手当は、毎年4月、8月、12月にそれぞれの前月分までが支給されます。

保健福祉課福祉係 TEL2・1212

“ホストファミリーを募集します”

姉妹都市提携30周年を迎えます。

昭和55年10月に姉妹都市提携を結んだ本町とアラスカ州パーマ市との友好関係が、今年で30周年を迎えます。

今年7月には姉妹都市提携30周年を祝う記念式典を予定していて、その式典に参加するため、パーマ市からジョン・コムズ市長をはじめとする多くの方々が来町することになっています。

来町された方々を温かく迎え入れ、更なる交流の輪を広げるため、在町中はホームステイで滞在していただくこととしています。

つきましては、来町される方々のホストファミリーになっていただけたらご家庭を募集しますので、ご応募くださいますようお願いいたします。

滞在期間

7月14日(水)～20日(火)

◆注意事項

※滞在期間や来町予定者は、今後変更となる可能性がありますことをご了承願います。

※受入にかかる費用は、ホストファミリーにご負担いただくこととなります。

◆募集期間

4月5日(月)～4月30日(金)

来町予定者

ジョン・コムズ夫妻	パーマ市長
マイク・モレスキー夫妻	パーマ市議会議員
ポール・モーリー夫妻	姉妹都市交流委員
ディヴ・スーラック夫妻	元パーマ市副市長
ローレン・ウッズ	スーラック氏の孫
ハイラム・ペンダーグラス夫妻	元佐呂間町AET
ニ之湯 俊二	コロニー高校教諭
岩崎 久和	サンドレイク小学校教諭
デニズ・ラーセン	姉妹都市交流委員
トニー・クロフォード	佐呂間町への最初の長期留学生
モンティ・グッドリッチ夫妻	現佐呂間町AETの両親
カーラ・ウィリアムス	元佐呂間町AET
ボブ・ソム夫妻	姉妹都市協力者
ヘザー・ケリー	マツ郡役所
テリー・アーウィン	マツ郡教育委員会
ジョー・アーバイン夫妻	姉妹教会

◆応募先

○佐呂間町・パーマ市姉妹都市交流委員会

事務局 山原(役場社会教育課内)

Tel 2・1295

○役場企画財政課企画係

Tel 2・1214

身体障害者ハイヤー料金助成

身体障害者手帳をお持ちで次の障害に該当する方(在宅者に限る)に、ハイヤー料金助成券(町内区間利用)の交付を行っています。

■助成対象

1. 下肢、体幹障害を含み、他の障害と合わせて3級以上に該当する方
2. 心臓、腎臓または呼吸器の機能障害の1級に該当する方
3. 視覚障害者の1級または2級に該当する方
4. 下肢、体幹障害の1級または2級に該当する方

■助成券の内容

○前述「助成対象」の1・2に該当する方

年間：基本料金割引券30枚交付

○前述「助成対象」の3・4に該当する方

年間：基本料金割引券60枚交付

※新規に申請を希望される方は、役場 保健福祉課 福祉係までお問い合わせ願います。(印鑑と身体障害者手帳が必要となります。)

特別児童扶養手当

■支給対象 満20歳未満で、精神または身体に法律に定める障害のある児童を養育する父母、または養育者(所得制限あり、児童が施設に入所している場合対象外)が対象となります。

■手当額 1級 50,750円(月額)
2級 33,800円(月額)

■支給方法 認定請求をした日の属する月の翌月から開始され、支給事由の消滅した日の属する月分で終わります。
なお、原則として手当は、毎年4月、8月、11月にそれぞれの前月分までが支給されます。

保健福祉課 福祉係 Tel 2・1212

“国保の加入と喪失”

国保の加入者の資格は、職場の健康保険に加入している方や生活保護を受けている方を除いて、その市町村に住所がある方は、その市町村の国保に加入しなければなりません。（学生など特別な場合は除きます。）

就職して職場の健康保険に加入したときや、退職をしてぬけた場合など国保の資格に異動が生じたときは、14日以内に届出を行ってください。特に6月までは、土木、建設、水産加工等の事業所で働き始める方や、学校を卒業して就職をされる方が多くいらっしゃる時期です。

届出を忘れていると、そのまま国保税が課税されたり、保険の給付を受けることができなくなります。

届出は、役場 保健福祉課 医療保険係・若佐支所・浜佐呂間出張所のいずれでも可能ですので、忘れずに届出を行ってください。

また、新たに国民健康保険以外の健康保険に加入された

場合は、継続して診療を受けている医療機関の窓口で新しい保険証を提示してください。

■お問い合わせ

保健福祉課 医療保険係
TEL 2・1212

5月31日は、自動車税の納入期限です

○自動車税は、毎年4月1日現在の運輸支局の登録に基づいて課税される道税です。平成22年5月31日（月）の納入期限までに納めましょう。

○納税通知書は5月6日（木）に発送しますが、住所を変更された方や納税通知書が届かない方は、北見道税事務所自動車税係までご連絡ください。

○平成22年度の自動車税納税通知書（バーコードが印字されているもの）は、従来の金融機関のほか、指定のコンビニエンスストアから納税することも出来ます。平日や日中、お仕事などで

納税することが出来ない方は、是非ご利用ください。

○事情があつて「納期限までに納められない」または、「一度に納められない」などの納税の相談や、自動車税について不明な点がございましたら、北見道税事務所納税課までご相談ください。

■ご連絡・お問い合わせ

◇オホーツク総合振興局
北見道税事務所納税課
（北見市青葉町6番6号）

TEL 0157・25・8681

○ホームページもご利用ください

道税ホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sn/zim>

網走支庁税務課のホームページ

<http://www.abashiri.pref.hokkaido.lg.jp/ts/zim>

<http://www.abashiri.pref.hokkaido.lg.jp/ts/zim>

総合公園・交通公園・小公園が、5月1日オープンします。

各公園に公衆トイレを設置しています。皆さんが気持ち良く使えるようマナーを守って使用ください。

バーベキューハウス

■使用できる時間 午前10時～午後7時

※照明設備・電源はありませんのでご注意ください。

■使用料 12人用コンロ 1台 600円
6人用コンロ 1台 300円

※12人用9台、6人用2台が使用できます。

焼肉用の網やプレートは使用料に含まれますが、炭は持参ください。使用上の注意事項は必ずお守りください。

■申し込み 使用する3日前までに、町民課 生活環境係へ申し込みください。



交通公園鉄道記念館

○鉄道記念館は、午前9時から午後5時までの開館となります。

○展示場見学希望の方は、「片平食堂」へ申し込みください。

消防団春季連合消防演習

平成22年佐呂間町消防団春季連合消防演習が次のとおり行われます。

消防演習に伴い、消防サイレンを吹鳴いたしますので、ご了承ください。

■日時 4月18日（日）

観覧式 午後1時10分

■サイレン吹鳴時間

佐呂間市街 午前8時30分

浜佐呂間 午前9時30分

若佐、栄各地域

午前8時00分

大規模な土地取引には届出が必要です

大規模な土地取引の契約をした時は、契約をした日から2週間以内に市町村へ届け出ることが国土利用計画法で定められています。

佐呂間町内の土地の場合、農地以外の土地規模が1万㎡以上の取引を行った後、届け出ることになります。

■提出する書類

○届出書

○土地取引に係る契約書の写しまたは契約書の写しに代わる書類

○土地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図

○土地およびその付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1以上の図面

○土地の形状を明らかにした図面

○その他の書類

詳しくは、役場企画財政課 計画係（TEL 2・1214）または、網走支庁地域振興部地

域政策課（TEL 0152・410762）にお問い合わせください。

町営住宅空家状況

3月18日現在の町営住宅の空家状況をお知らせします。入居申し込み等詳しくは、建設課管理係（TEL 2・1210）までご連絡ください。

■西富団地

2階3LDK（1階 1戸

15、600円）

2階2LDK（1階 1戸

14、600円）

2階2LDK（1階 1戸

14、300円）

■浜佐呂間第3団地

2階3LDK（1階 1戸

17、600円）

■若里団地

1階3DK 1戸

9、100円）

■栄団地

2階3LDK（1階 2戸

15、300円）

※印は、60歳未満でも単身入居が可能な住宅です。

退職（失業）による特例免除制度

厚生年金に加入していた方が20歳以上60歳未満で退職（失業）すると、役場町民課戸籍年金係で国民年金の第一号被保険者になるための手続きを行い、月額15、100円の保険料を納めることとなります。

一方、保険料を納めることが経済的に困難な方には、申請によって保険料の納付を免除される制度があります。

免除制度を利用すると、保険料を納めなくとも、免除された期間は次のように扱われます。①老齢基礎年金・老齢厚生年金の受給資格期間の25年に算入されます。②老齢基礎年金の2分の1の年金額が保障されます。③障害基礎年金・遺族基礎年金の受給資格期間に算入されます。

退職（失業）時の特例免除制度

免除申請する年度またはその前年度に退職（失業）した方は、特例免除制度を利用できます。この特例免除では、通常は審査の対象となるご本人の所得の状況を除外して審査が行われます。ただし、配偶者、世帯主に一定以上の所得があるときは免除が認められないことがあります。

※退職には自己都合退職も含まれます。

手続き

特例免除の申請は、役場町民課戸籍年金係にて行うことができます。

手続きに必要なものは、①年金手帳または納付書など基礎年金番号がわかるもの、②認め印（本人が署名する場合は不要）、③失業していることを確認できる公的機関の証明の写し（雇用保険受給資格者証、離職票等）となっています。

被扶養配偶者の方

厚生年金加入者の20歳以上60歳未満の被扶養配偶者の方は、配偶者の退職（失業）によって、国民年金の種別が、第三号被保険者から第一号被保険者にかわり、保険料の納付義務が生じます。

この被扶養配偶者だった方も、配偶者の方が退職（失業）時の特例免除に該当すれば、同時に免除申請をすることによって、免除が認められることになっています。

なお、免除された期間については、10年以内に「追納」をして、老齢基礎年金の年金額を増やすこともできます。

免除制度と追納制度の詳細については北見年金事務所（TEL 0157・25・9635）にご相談ください。

「税務署からのお知らせ」

確定申告書の内容が間違っていたとき

提出した確定申告書に計算誤りや申告漏れなど申告内容に誤りがあることに気づいた方や、うっかり確定申告書の提出を忘れていた方はいませんか？

もう一度ご確認ください。税額を多く申告していたことに気づいたときは、「更正の請求書」を提出して正しい税額へ訂正を求めることができます。

税額を少なく申告していたことに気づいたときは、「修正申告書」を提出して正しい税額に修正してください。

また、確定申告書を提出しなければならぬのに提出を忘れていたときは、速やかに確定申告書を提出してください。

詳しくは、北見税務署へお尋ねください。

■お問い合わせ

北見税務署

TEL 0157・23・7151

自動音声にてご案内しますので、案内番号「2」をお選びください。

「自衛官募集」

■種目

一般幹部候補生（陸、海、空）

一般曹候補生

■応募資格

一般幹部候補生

日本国籍を有し、平成23年4月1日現在、次に該当する者

20歳以上26歳未満の者（22歳未満の者は大卒見込み含む）（大学院修士課程修了者は28歳未満）

一般曹候補生

18歳以上27歳未満（高校生除く）高校生は、9月統一試験にて募集します。

■受付期間

4月1日～5月10日

■試験日

一般幹部候補生 5月15・16日（16日は飛行要員のみ）

一般曹候補生 5月22日

■俸給

一般幹部候補生

大卒 214,900円
大学院 232,000円
一般曹候補生
初任給 159,500円

■賞与・休日休暇

賞与
期末・勤勉手当（ボーナス）
年2回（6月、12月）

休日 週休2日制

休暇 年次休暇（24日）、
年末年始・夏季休暇など

■お問い合わせ

○自衛隊旭川地方協力本部
遠軽地域事務所
TEL 0158・42・6616

○役場町民課 住民活動係
TEL 2・1213



Okhotsk Cycling

7.2 (FRI) ▶ 7.4 (SUN)

「サイクリスト募集」

第29回インターナショナルオホーツクサイクリング2010

⊗コース概要 オホーツク海沿岸横断コース 212 km

雄武町→興部町→紋別市→湧別町→佐呂間町→北見市常呂町→網走市→小清水町→斜里町

⊗参加資格

①高校生以上で自己の責任でサイクリングができる方。ただし、健康な身体を有する方。

②父母・高校生以上の兄弟または父母と同等の責任を負える方と共に走行できる小学生以上は参加できます。

なお、小中学生は父母または父母と同等の責任を負える方の同伴を必要とします。

⊗参加定員 1,500名 ⊗参加費 1人15,000円

（2日と3日の2泊及び3日の朝食から4日の昼食までの5食分の食事代、軽食・飲物代、スポーツ保険を含む）

⊗申込期間 4月23日（金）～5月20日（木）※当日消印有効。ただし、定員になり次第締め切ります。

⊗申込方法 参加申込票（開催要領とじ込みの郵便振替票）に必要事項を記入のうえ、実行委員会事務局宛に送付してください。開催要領は4月初旬以降に、市町村・サイクリング協会等で受け取ることができます。参加証は6月中旬に送付します。

⊗お問い合わせ オホーツクサイクリング実行委員会事務局 TEL 0152・54・1361

E-mail okhotsk-cycling@cream.plala.or.jp

後期高齢者医療制度 保険料率が変わります

加入者（被保険者）の方にお支払いいただく保険料は、2年ごとに保険料率を決めることとなっています。平成22・23年度の新しい保険料率をお知らせします。

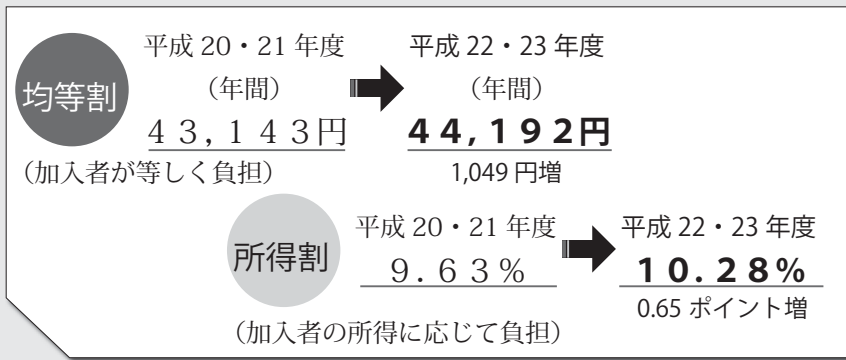
お問い合わせ

北海道後期高齢者医療広域連合

Tel 011・290・5601

佐呂間町役場 保健福祉課

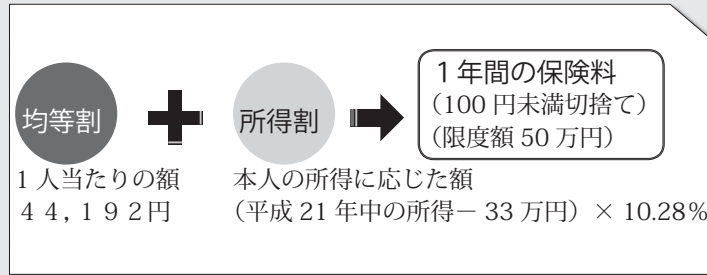
医療保険係 Tel 2・1212



● 保険料の計算方法（平成22年度）

保険料は、全ての加入者（被保険者）の方にかかります。保険料額は、加入者（被保険者）が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

世帯主や加入者（被保険者）の所得に応じて、保険料の軽減があります。



※この保険料率に基づく平成22年度の保険料額は、7月下旬に「保険料額決定通知書」により個別に通知します。

● 保険料の軽減について

(1) 均等割の軽減

所得に応じて、均等割44,192円が以下のとおり軽減となります。

(軽減は、世帯の加入者全員と世帯主の所得の合計で判定します。加入者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。)

所得が次の金額以下の世帯	平成21年度		平成22年度 軽減後 均等割額	比較
	軽減割合	軽減後 均等割額		
33万円かつ加入者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない	9割軽減	4,300円	4,400円	100円増
33万円	8.5割軽減	6,300円	6,628円	328円増
33万円 + (24万5千円 × 世帯主以外の加入者数) ※単身世帯の方は該当しません	5割軽減	21,571円	22,096円	525円増
33万円 + (35万円 × 世帯の加入者数)	2割軽減	34,514円	35,353円	839円増

(2) 所得割の軽減

加入者個人の所得で判定します。

前年の所得から33万円を引いた額が58万円以下の方は、所得割が5割軽減となります。

例) 年金収入180万円の場合

※軽減判定 ⇒ 180万円 - 120万円 (公的年金等控除) - 33万円 (基礎控除) = 27万円 (軽減に該当)

※所得割 ⇒ 27万円 × 10.28% × 5割 =

13,878円 (年間保険料のうち所得割額分)

(3) 被用者保険の被扶養者であった方の保険料の軽減

この制度に加入したときに、被用者保険の被扶養者だった方は、所得割はかからず均等割が9割軽減となります。

※被用者保険とは・・・

全国健康保険協会管掌健康保険や組合管掌健康保険、共済組合など、いわゆるサラリーマンの健康保険のことです。市町村の国民健康保険や国民健康保険組合は含まれません。

未公開株・社債の勧誘 にご注意ください

近年、未公開株や社債の勧誘を巡る消費者トラブルが増加しています。特に高齢者の方を中心にトラブルが発生しています。

勧誘の手法は、未公開株を高値で買い取るという別の名前の業者が電話をかけてくる劇場型といわれる手法や、かつて未公開株を購入したことのある消費者に、その被害を回復するなどと言って新たに未公開株を購入させる手法など巧妙です。

不特定多数の方に電話をかけて未公開株や社債の取引を勧誘することは、通常考えにくいものです。また、金融商品取引法に違反する場合もあります。少しでも不審に思う場合には取引を見合わせるなど、くれぐれも慎重に対処することが必要です。

トラブルに遭ってしまった場合には、役場経済課（TEL 2・1200）または、社会福祉協議会（TEL 2・3732）へご相談ください。

山での事故を防ぐために

慣れた山でも、山菜取りに無我夢中になると「隠れた危険」があります。次のことに心掛けて、山菜取りを楽しんでください。



山菜取りの心構え5か条

- 1 家族等に行き先と帰宅時間を知らせましょう
「自分だけの秘密の場所だから」では、万一の場合、捜査が遅れることとなります。行き先、帰宅時間等を必ず家族等に知らせてから出かけましょう。
- 2 単独での入山を避け、2人以上で声を掛け合い位置を確認する
万が一迷ったら、1人では救助を求めることもできません。2人以上で入り、たえず声を掛け合いお互いの位置を確認しあうことが大切です。

3 服装は目立つ色にしましょう

白や黄色、蛍光色の服装がよく目立ち、万一の場合には、救助隊やヘリコプターから発見されやすくなります。

4 携帯電話や非常食、熊よけのための鈴やラジオ等を携行しましょう

鈴や笛、ラジオ等の音の出るものは、熊除けや自分の位置を知らせるのに役立ちます。アメ玉やチョコレート、ビスケット等は非常食になります。

また、非常の場合の連絡用として、携帯電話を持ちましょう。

- 5 迷ったときは無理をせず落ち着いて行動しましょう
迷ったときは、むやみに歩き回らず、体力の消耗を抑え、落ち着いて捜索隊を待つなど慎重な行動が必要です。万が一の場合、家族等から捜索願が出されて捜索隊が救出に向かいますので、発見されやすい視界の開けた場所、野宿に適した場所を早めに探すことが大切です。

春の「ヒグマ注意特別月間」、4/3～5/9

野山に出かける際には、細心の注意を！

のため、校外の墓のお供え物や放置された農作物、廃棄物を餌としてヒグマが居着いてしまった事例が報告されていますので十分注意しましょう。

ヒグマに遭遇したら

▼まず落ち着く、ヒグマを刺激しない

あわてず、落ち着いて状況判断しましょう。特に走って逃げると追いかけてくることがあるので、危険です。ヒグマが気づいていないようであれば、静かに立ち去りましょう。距離が近い場合は、視線をそらさずゆっくりと後退してください。

▼持ち物を取られたら

ザックなどの持ち物をヒグマに取られたときは、あきらめましょう。

ヒグマに遭遇しないために

▼野山に入る前に

役場や、土地管理者等に事前にヒグマの出没情報を確認してください。ヒグマの出没情報、その看板がある場所への立入は止めましょう。

▼ヒグマに出会わない工夫を

ヒグマの出没が予想される野山では、集団での行動に心掛けましょう。見通しの悪い場所では、笛を吹くなど工夫してください。特に、早朝や夕方、濃霧時降雨時は注意しましょう。

▼野山での飲食の際に

臭いの強い食料は、ヒグマを引き寄せる場合がありますので控えましょう。野山にゴミを捨てたり埋めたりせず、ゴミは必ず持ち帰りましょう。

▼住宅地や農地周辺の注意

人間の食べ物ヒグマにとってもごちそうです。こ



TEL 2-1255

育児相談

育児について困っている事や聞きたい事がありましたら、お気軽にご相談ください。

月～金曜日 13時00分～16時00分

※緊急の場合は時間外でも対応します。

自由開放日

年齢制限はありませんので、開放中は自由にご利用ください。

お散歩やお買い物のついでに、お昼寝後に・・・お子さんのペースに合わせてご利用ください。

木曜日 10時00分～12時00分

13時30分～16時00分

月・火・金曜日

13時30分～16時00分

あいあいランド

流しそうめんや調理実習、バス遠足や雪中運動会等の季節の行事や、いつもと違う体験が出来ます。

親子で楽しい思い出を作りましょう。

子育て自由相談日

保健師・管理栄養士・助産師（各年2回）が相談に応じます。

子育てについて、知りたい情報や相談したい事がありましたら、お気軽にご相談ください。

あそびの広場(年齢別)

みんなで一緒に歌ったり手遊びをしたり、絵本や体操を楽しみましょう。

子ども同士・お母さん同士の出会いの場でもあります。

月曜日(0・1歳クラス)

10時00分～11時30分

火曜日・金曜日(2歳児～クラス)

10時00分～11時30分

お話 あいあい

離乳食や救急処置法・言葉について等、子育てに関する情報をお伝えします。

対象者には案内ハガキを送ります。

赤ちゃん相談

体重・身長計測を通して、お子さんの成長を確認できます。また、保健師・管理栄養士・助産師が子育てについての相談に応じます。

パパ・ママたまご教室

妊婦・0歳児の保護者を対象に、出産・育児に関するさまざまな情報をお伝えします。

対象者には案内ハガキを送ります。

「あいあい」は楽しい子育てが、いろいろな風も心地よく、心つきよきとする季節になりました。
 ポカポカ陽気に誘われて、お子さんと一緒に子育て支援センター「あいあい」に遊びに来てください。
 遊びの場や出会いの場、話し合える場や相談の場としてご利用ください。

佐呂間町の子育て支援事業は、保健福祉課・教育委員会社会教育課・子育て支援センターが連携して行っています。
 子育てに関する事業は、健康カレンダーに記載してありますのでご確認ください。

人	のうごき	
	2月末現在	
	人口	6,002人(－5)
	男	2,858人(－3)
	女	3,144人(－2)
	世帯数	2,486戸(－3)
	()内は前月比です。	

- ▼ 仁倉老人クラブ
- 仁倉 中村 茂雄 さん
- ▼ クラブ活動に協力して
- 幸町 森本 幸雄 さん
- 北 長屋 ケイ子さん
- 浜佐呂間 源藤 市征 さん
- 宮前町 宇佐美不二夫さん
- 西富 田中 清子 さん
- 浜佐呂間 加川 美代子さん
- ▼ 香典返しを廃して
- 社会福祉協議会

【寄附】
 ありがとうございます